

## 陳述書の提出等について（注意）

○競売物件の入札をするには、入札書とともに、陳述書の提出が必要となりました。

○入札ごとに陳述書が提出されなければ、入札は無効となります。

○陳述書は、以下のとおり個人用、法人用などの種類があるので該当するものを使用してください。

○陳述書の記入・押印・提出は、陳述書下部の「注意」をよく読んで行ってください。

○陳述書の記載や添付書類に不備があると、入札が無効となることがあります。※特に個人・役員名のフリガナもれに御注意ください。

○陳述書の用紙は、執行官室において入手可能です。

※該当する□にチェックを入れてください。

陳述書 (買受申出人(個人)本人用)	
大阪地方裁判所執行官 殿	
事件番号	<input type="checkbox"/> 平成 年( )第 号 物件番号
陳述	私は、暴力団員等ではありません。 私は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。 <input type="checkbox"/> 自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。(注意書9参照) この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。
買受申出人(個人)	(陳述書作成日)令和 年 月 日 住所 〒 (フリガナ) 氏名 (印) 性別 <input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性 生年月日 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日 <input type="checkbox"/> 西暦

### 注 意

- 陳述書は、一括売却される物件を除き、物件ごとに別の用紙を用いてください(鉛筆書き不可)。
- 事件番号及び物件番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。事件番号及び物件番号の記載が不十分な場合、入札が無効となる場合があります。
- 本用紙は、買受申出人が個人の場合のもので、法人の場合は、法人用の用紙を用いてください。また、買受申出人に法定代理人がある場合(未成年者の親権者など)は、買受申出人(個人)法定代理人用の用紙を用いてください。
- 共同入札の場合には、入札ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
- 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。
- 陳述書は、氏名、住所、生年月日及び性別を証明する文書(住民票等)を添付して、必ず入札書とともに提出してください。提出がない場合、入札が無効となります。
- 氏名、住所、生年月日及び性別は、それらを証明する文書のとおり、正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 買受申出人が宅地建物取引業者の場合には、その免許証の写しを提出してください。
- 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者(買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。)がある場合は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
- 提出後の陳述書及び添付書類(別紙を含む)の訂正や追完はできません。
- 虚偽の陳述をした場合には、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処せられることがあります(民事執行法213条)。

※該当する□にチェックを入れてください。

陳述書 (買受申出人(法人)代表者用)	
大阪地方裁判所執行官 殿	
事件番号	<input type="checkbox"/> 平成 年( )第 号 物件番号
陳述	当法人は、暴力団員等が役員である法人ではありません。 当法人は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。 <input type="checkbox"/> 自己の計算において当法人に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。(注意書9参照) この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。
買受申出人(法人)	(陳述書作成日)令和 年 月 日 法人の所在地 〒 法人の名称 代表者氏名 (印) 役員 別紙「買受申出人(法人)の役員に関する事項」のとおり

### 注 意

- 陳述書は、一括売却される物件を除き、物件ごとに別の用紙を用いてください(鉛筆書き不可)。
- 事件番号及び物件番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。事件番号及び物件番号の記載が不十分な場合、入札が無効となる場合があります。
- 本用紙は、買受申出人が法人の場合のもので、個人の場合は、個人用の用紙を用いてください。
- 共同入札の場合には、入札ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
- 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。
- 陳述書は、必ず入札書とともに提出してください。提出がない場合、入札が無効となります。
- 所在地、名称及び代表者氏名は、資格証明書(代表者事項証明、全部事項証明等)のとおり、正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 買受申出人が宅地建物取引業者の場合には、その免許証の写しを提出してください。
- 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者(買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。)がある場合は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
- 提出後の陳述書及び添付書類(別紙を含む)の訂正や追完はできません。
- 虚偽の陳述をした場合には、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処せられることがあります(民事執行法213条)。

(別紙)

※該当する□にチェックを入れてください。

買受申出人(法人)の役員に関する事項	
1 代表者	住所 〒 (フリガナ) 氏名 性別 <input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性 生年月日 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日 <input type="checkbox"/> 西暦
	住所 〒 (フリガナ) 氏名 性別 <input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性 生年月日 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日 <input type="checkbox"/> 西暦
	住所 〒 (フリガナ) 氏名 性別 <input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性 生年月日 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日 <input type="checkbox"/> 西暦
	住所 〒 (フリガナ) 氏名 性別 <input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性 生年月日 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日 <input type="checkbox"/> 西暦

### 注 意

- 買受申出人が法人の場合は、本書面の提出が必要です。提出がない場合、入札が無効となります。
- 役員全員(代表者を含む)の氏名、住所、生年月日及び性別を正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 役員は、氏名、住所、生年月日及び性別などを証明する文書(住民票等)の添付は不要です。
- 役員が5人以上の場合は、本用紙を複数枚用いてください。
- 提出後の本書面の訂正や追完はできません。

## 期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 4月28日

大阪地方裁判所第14民事部

裁判所書記官 山 田 真 寛

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

### 記

入札期間	令和 8年 5月14日 午前 9時00分から 令和 8年 5月21日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 8年 5月27日 午前 9時30分 場 所 大阪地方裁判所執行部等合同庁舎3階開札場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 6月 9日 午前10時00分 場 所 大阪地方裁判所第14民事部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによります。 (1) 当部の当座預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地です。権限を有する行政庁が交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を要しない者に限り, 買受けを申し出ることができます。
一般の閲覧に供するため, 令和 8年 4月28日午前9時から入札期間最終日午後4時30分まで物件明細書, 現況調査報告書及び評価書の各写しを大阪地方裁判所執行部等合同庁舎3階物件明細閲覧室に備え置きます。	





物 件 目 録

- |   |       |                                  |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在   | 枚方市甲斐田新町                         |
|   | 地 番   | 126番17                           |
|   | 地 目   | 宅地                               |
|   | 地 積   | 78.11平方メートル                      |
| 2 | 所 在   | 枚方市甲斐田新町126番地17                  |
|   | 家屋 番号 | 126番17の2                         |
|   | 種 類   | 居宅                               |
|   | 構 造   | 木造合金メッキ鋼板ぶき2階建                   |
|   | 床 面 積 | 1階 40.63平方メートル<br>2階 50.76平方メートル |



## 物 件 明 細 書

令和 8年 2月25日

大阪地方裁判所第14民事部

裁判所書記官 塙 阪 靖 子

- 
- 1 不動産の表示  
【物件番号1, 2】  
別紙物件目録記載のとおり

---

  - 2 売却により成立する法定地上権の概要  
なし

---

  - 3 買受人が負担することとなる他人の権利  
【物件番号1, 2】  
なし

---

  - 4 物件の占有状況等に関する特記事項  
【物件番号2】  
本件所有者が占有している。

---

  - 5 その他買受けの参考となる事項  
なし

### 《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」もご覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」をご覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



## 物 件 目 録

- |   |       |                                  |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在   | 枚方市甲斐田新町                         |
|   | 地 番   | 126番17                           |
|   | 地 目   | 宅地                               |
|   | 地 積   | 78.11平方メートル                      |
| 2 | 所 在   | 枚方市甲斐田新町126番地17                  |
|   | 家屋 番号 | 126番17の2                         |
|   | 種 類   | 居宅                               |
|   | 構 造   | 木造合金メッキ鋼板ぶき2階建                   |
|   | 床 面 積 | 1階 40.63平方メートル<br>2階 50.76平方メートル |



令和 7年(ケ)第 452号  
令和 7年12月18日受理  
令和 年 月 日提出  
8.1.21

# 現況調査報告書

大阪地方裁判所

執行官 園 久 典

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- |   |       |                                  |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在   | 枚方市甲斐田新町                         |
|   | 地 番   | 126番17                           |
|   | 地 目   | 宅地                               |
|   | 地 積   | 78.11平方メートル                      |
| 2 | 所 在   | 枚方市甲斐田新町126番地17                  |
|   | 家屋 番号 | 126番17の2                         |
|   | 種 類   | 居宅                               |
|   | 構 造   | 木造合金メッキ鋼板ぶき2階建                   |
|   | 床 面 積 | 1階 40.63平方メートル<br>2階 50.76平方メートル |





## その他の事項

### 1 表札等の表示

表札及び郵便受けの表示      なし

### 2 目的土地の現況について

- (1) 目的土地について地積測量図等を参考に適宜概測したところ、形状は概ね土地建物位置関係図のとおりであり、公簿面積とほぼ一致すると思われるが、正確には専門家の測量等を要する。
- (2) 目的土地は目的建物の敷地をなしている。
- (3) 目的土地の接面道路は、建築基準法上の道路である。
- (4) 目的土地と隣接土地上に跨った形で、ブロック塀等が存在すると思われる（土地建物位置関係図及び添付写真2，3参照）。

### 3 目的建物の現況について

- (1) 目的建物の形状は、概ね間取図（概略図）のとおりであると思われる。
- (2) 目的建物内部の状況は別紙添付写真のとおり。
- (3) 目的建物内には家財道具等の動産類は存在しなかった。
- (4) 目的建物2階にロフトが存在する。
- (5) 目的建物の屋根にソーラーパネルが設置されている。
- (6) 目的建物には、経年相当の劣化、損耗が認められた。

以 上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(3枚目)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
<input checked="" type="checkbox"/> 所有者	[回答書の要旨] 荷物が少し残っていますが、今月（12月）中に全て搬出予定 です。

(注) チェック項目中の調査結果は、「」の箇所の記載のとおり

(4枚目)

執行官の意見

目的物件の占有関係

回答書、ライフライン調査及び立入調査の結果等から、目的建物は所有者が、住居(空き家)として使用、占有しているものと認める。

以上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

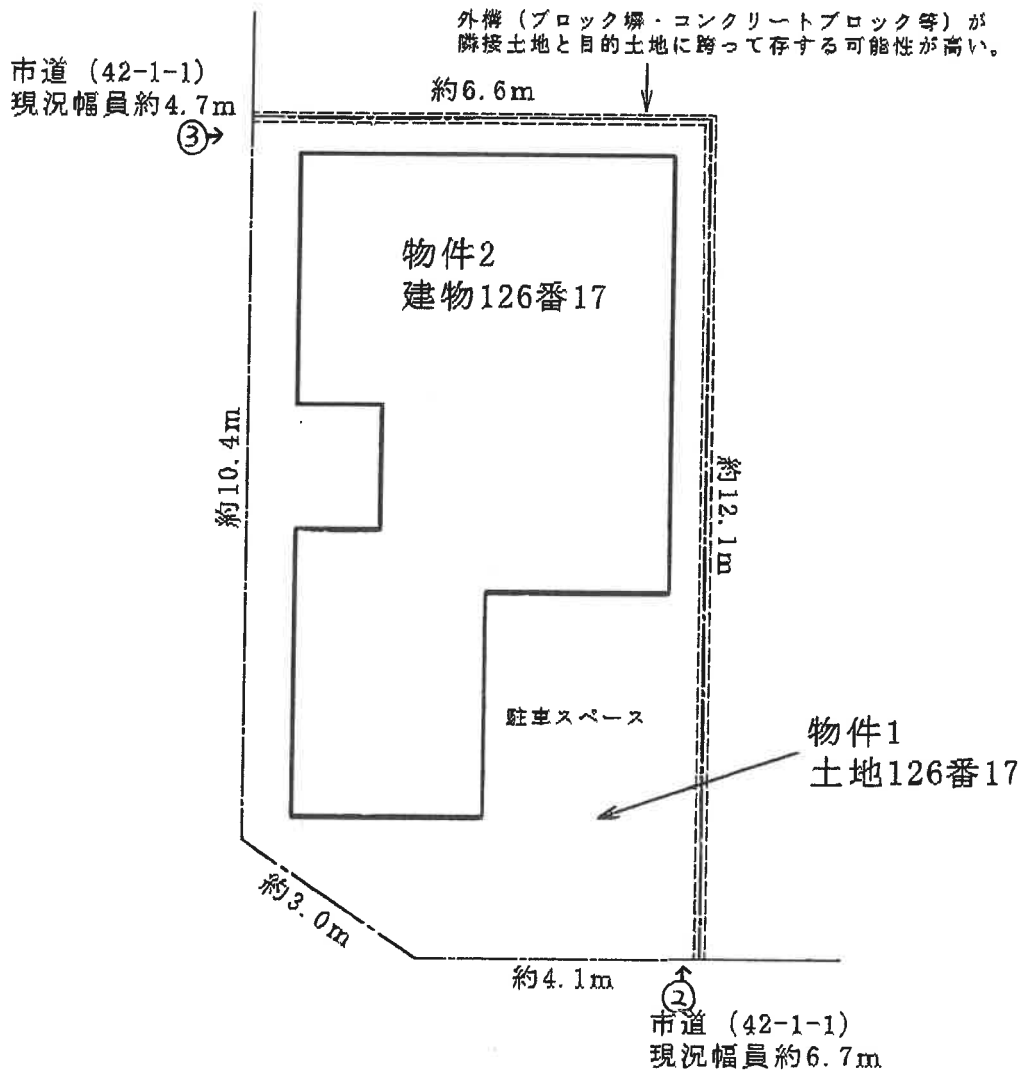
(5枚目)

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
7年12月18日 16:45-16:50	中之島図書館	物件確認
7年12月19日 9:30-9:35	大阪法務局 北大阪支局	公図等調査
7年12月19日 13:35-13:45	枚方市役所	道路等調査
7年12月19日 14:00-14:15	物件所在地	物件及び占有確認、照会文書投函
7年12月22日	執行官室	ライフライン調査
7年1月6日 14:20-14:25	物件所在地	在宅要請書投函
7年1月14日 10:55-11:35	物件所在地	立入調査（評価人帯同）
<p>(特記事項)</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 令和8年1月14日 目的物件は不在（空き家）で施錠されていたので、解錠技術者に解錠させて建物内に立ち入った。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。</p> <p><input type="checkbox"/></p>		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(6枚目)

土地建物位置関係図  
令和7年（ケ）452号



（ 7 枚目）

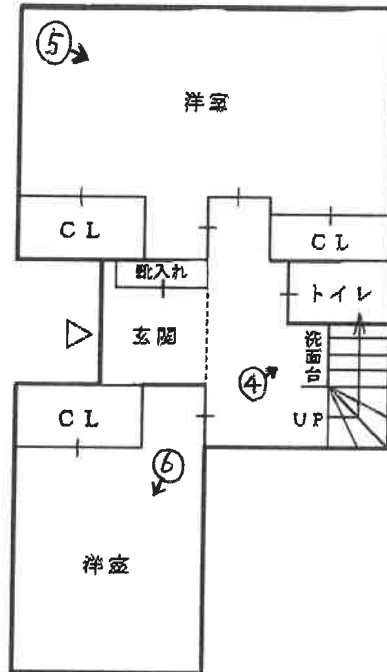
（検尺は概測である）

（←○写真撮影位置・方向）

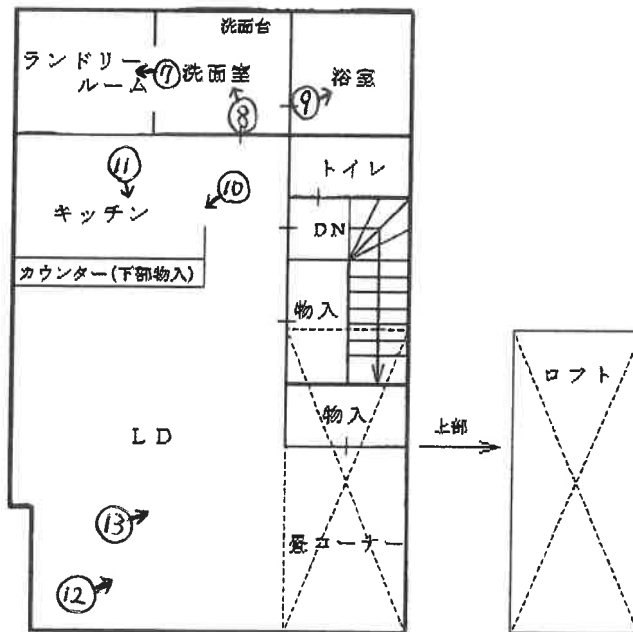
間取図（概略図）  
令和7年（ケ）452号



1 階



2 階



( 8 枚目 )

(←○写真撮影位置・方向)

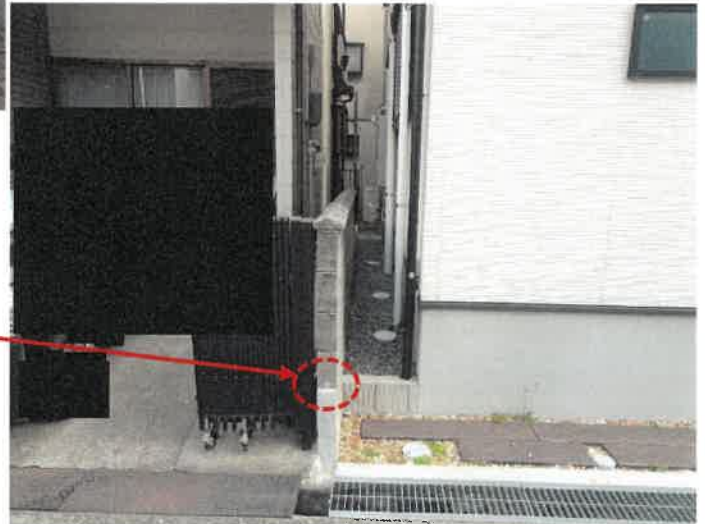
1 目的建物



2



3



境界プレート

( 9 枚目)

4



5



( 10 枚目)

6



7



( // 枚目)

8



9



( 12 枚目 )

10



11



( 13 枚目)

12



13 ロフト



(14 枚目)

令和 7年 (ケ) 第452号  
令和 8年 1月14日 現地調査  
令和 8年 1月26日 評 価

大阪地方裁判所 第14民事部 御中

# 評 価 書

( 土地付建物 )

評価人 不動産鑑定士

小 笠 裕 也

## 第1 評価額

一 括 価 格	
金 15,720,000 円	
内 訳 価 格	
物件1	金 3,110,000 円
物件2	金 12,610,000 円

- 1 一括価格は、物件1,2の各不動産について、一括売却（民事執行法第61条本文）を行うことを前提とした場合の合計額である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の土地の内訳価格は物件2の建物のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

## 第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。  
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の要因（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、公開された資料に基づくものである。

### 第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 番 地 地 目 地 積	物件目録記載のとおり	同左
2	所 在 番 家 屋 号 種 類 構 造 床 面 積	物件目録記載のとおり	同左
番号	特 記 事 項		
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外構（ブロック塀・コンクリートブロック等）が、目的土地と隣接土地上に跨って存する可能性が高い（詳細不詳）。</li> </ul>		
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特にない。</li> </ul>		

## 第4 目的物件の位置・環境等

### 1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	京阪本線「枚方市」駅の北東方約2,800m（道路距離） 京阪交野線「宮之阪」駅の北東方約2,500m（道路距離） 京阪バス「須山東」停留所の南東方約480m（道路距離） （別添位置図 参照）		
付近の状況	中小規模の一般住宅が建ち並ぶ住宅地域。今後、地域に特段の変動要因は無く、当面は現状を維持するものと予測する。		
主な公法上の規制等  （道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分	市街化区域	
	用途地域	準工業地域	
	建ぺい率	60%	
	容積率	200%	
	防火規制	準防火地域	
その他規制	宅地造成等工事規制区域，屋外広告物条例規制区域，景観計画区域，立地適正化計画「居住環境保全区域」，埋蔵文化財包蔵地「甲斐田新町遺跡」・「中宮・池之宮古墳群」		
画地条件	規模	78.11㎡	
	形状	ほぼ整形	
	間口・奥行	間口約10.4m（西辺），奥行約6.6m（北辺）	
	高低差等	各道路に対し概ね等高に接面している。	
接面道路の状況	南側	幅員約6.7m舗装市道（建築基準法第42条1項1号）	
	西側	幅員約4.7m舗装市道（建築基準法第42条1項1号）	
	接道状況	角地	
土地の利用状況等	現況	物件2建物の敷地	
	隣地の状況	東：住宅	西：道路
供給処理施設	上水道	あり	
	ガス配管	あり	
	下水道	あり	
	（注）供給処理施設における「あり」とは，対象物件の前面道路に該当施設の本管（以下，「施設管」という。）が通っており，通常の費用で敷地内への引込みが出来る状態にあることをいう。「なし」とは，対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず，敷地内に引き込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは，前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や，役場での確認事項に疑義がある場合等で，将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。		
土壌汚染等	対象土地は形質変更時要届出区域等には該当せず，対象建物も法令上の有害物質使用特定施設の届出はない。閉鎖登記簿等による確認では，明治時代より複数の個人，建設会社等の所有履歴の記載が認められ，令和5年に現建物の敷地となっている。また，昭和38年以降の過去の住宅地図による確認では，現在の建物が建築される以前も，戸建住宅の敷地として使用されていたものと推認される。過去及び現在の利用状況等からは土壌汚染の可能性は低いと判断されるが，土壌汚染の有無及び内容について確実な情報を得るには，土壌汚染調査会社による正式な（専門）調査を要する。		
特記事項	・ 目的土地南東部に駐車スペースが存する。		

2 建物の概況及び利用状況等（物件2）

区 分	主である建物	
建築時期及び経済的残存耐用年数等	建 築 年 月 日	令和5年8月20日 新築 (登記記載)
	経 過 年 数	約2年
	経済的残存耐用年数	約28年
仕 様	構 造	木造
	屋 根	合金メッキ鋼板ぶき
	外 壁	サイディング 等
	内 壁	クロス 等
	天 井	クロス 等
	床	フロアタイル・畳 等
	設 備	電気, 給排水設備, ガス 等
	そ の 他	特になし
床面積（現況）	延 91.39㎡	
	増築はなく, 登記と現況数量は同じである。	
現 況 用 途 等	階 層	2階建
	現 況 用 途	居宅
	間 取 り	2LDK
品 等	中位	
保守管理の状態	普通	
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり。	
特 記 事 項	<p>(1) 経年相応の老朽化が進行している。</p> <p>(2) 2階の畳コーナー上部付近にロフトが存在する。</p> <p>(3) 対象建物の屋根に太陽光パネルが設置されているものと思われる。</p> <p>(4) 設備等についての作動確認は行っていない。</p> <p>(5) 対象建物について, 建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現場調査を行った結果, アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。なお, アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。</p> <p>(6) 建築確認（有り）, 検査済み（有り）</p>	

## 第5 評価額算出の過程

### 1 基礎となる価格

#### (1) 物件1(土地)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格(円) (千円未満四捨五入) オ=(ア×イ×ウ×エ)
1	114,000	1.06	78.11	0.95	8,967,000

#### ア 標準画地価格(公示価格等からの規準)

○地価公示 枚方-40

$$115,000 \text{ 円/㎡} \times \frac{100.9}{100} \times \frac{100}{102} \times \frac{100}{100} \approx 114,000 \text{ 円/㎡}$$

◇ 時点修正 : 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

接面・方位	規模	形状	高低差	行政	その他	相乗積
1.02	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.02

(東向き)

街路	接近	環境	行政	将来	その他	相乗積
1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00

接面・方位※	規模	形状	高低差	行政	その他	相乗積
1.06	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.06

※ 方位/南向き(+4), 角地(+2)を考慮

ウ 地積 : 登記数量を採用した。

エ 建付減価 : 本件においては-5%が適切と判断した。

#### (2) 物件2(建物)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

物件番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格(円) (千円未満四捨五入) エ=(ア×イ×ウ)
2 (主である建物)	200,000	91.39	0.75	13,709,000

#### ウ 現価率

経過年数 約2年

経済的残存耐用年数 約28年

観察減価 20%

残価率 5%

耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を査定した。

$$\text{現価率} = \{ \text{残価率} 5\% + (1 - 0.05) \times \text{経済的残存耐用年数} 28\text{年} / (\text{経過年数} 2\text{年} + \text{経済的残存耐用年数} 28\text{年}) \} \times (1 - 0.2)$$

$$= 0.75$$

※観察減価は中古建物に係る市場の特性等を考慮して査定した。

## 2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

### (1) 土地利用権等価格

物件番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) (千円未満四捨五入) ウ (ア×イ)
1	8,967,000	法定地上権	0.50	4,484,000

### (2) 内訳価格及び一括価格

物件番号	基礎となる価格 (円) [1 (1) オ・1 (2) エ] ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) [2 (1) ウ] イ	占有 減価 ウ	市場性 修正 エ	競売市 場修正 オ	その他の 控除減価 (敷金等) (円) カ	評価額 (円) (万円未満四捨五入) キ= [(ア+イ)×ウ×エ×オ-カ]
1	8,967,000	△4,484,000		0.99	0.70		3,110,000
2	13,709,000	+4,484,000	1.00	0.99	0.70	0	12,610,000
一 括 価 格 ( 合 計 )							15,720,000

#### ウ 占有減価

本件の場合不要。

#### エ 市場性修正率

外構部分の隣接土地への越境、被越境の可能性等を総合的に勘案のうえ、市場性修正率を上記のとおり判断した。

#### オ 競売市場修正率

第2の「評価の条件」欄記載の不動産競売市場特有の要因を考慮のうえ、競売市場修正率を0.70と決定した。

#### カ その他の控除減価（敷金等）

本件の場合には不要である。

## 第6 参考価格資料

### 1 地価公示標準地 [ 枚方-40 ]

所 在	大阪府枚方市甲斐田新町126番12「甲斐田新町24-6」
価 格	115,000 円/m <sup>2</sup>
位 置	京阪本線 枚方市駅の北東方 約2,800m (道路距離)
価 格 時 点	令和7年1月1日
地 積	65 m <sup>2</sup>
供給処理施設	ガス, 水道, 下水
接 面 街 路	東側 幅員約6.7m市道 中間画地
用 途 指 定 等	準工業地域 (建ぺい率60%・容積率200%) 準防火地域
地 域 の 概 要	小規模一般住宅が建ち並ぶ住宅地域

### 2 固定資産税評価額 (令和7年度)

物 件 1	5,520,111 円
物 件 2	9,773,743 円

## 第7 附属資料

- 1 受命物件の位置図
- 2 公図 (写)
- 3 地積測量図 (写)
- 4 建物図面・各階平面図 (写)
- 5 土地建物位置関係図
- 6 間取図 (概略)

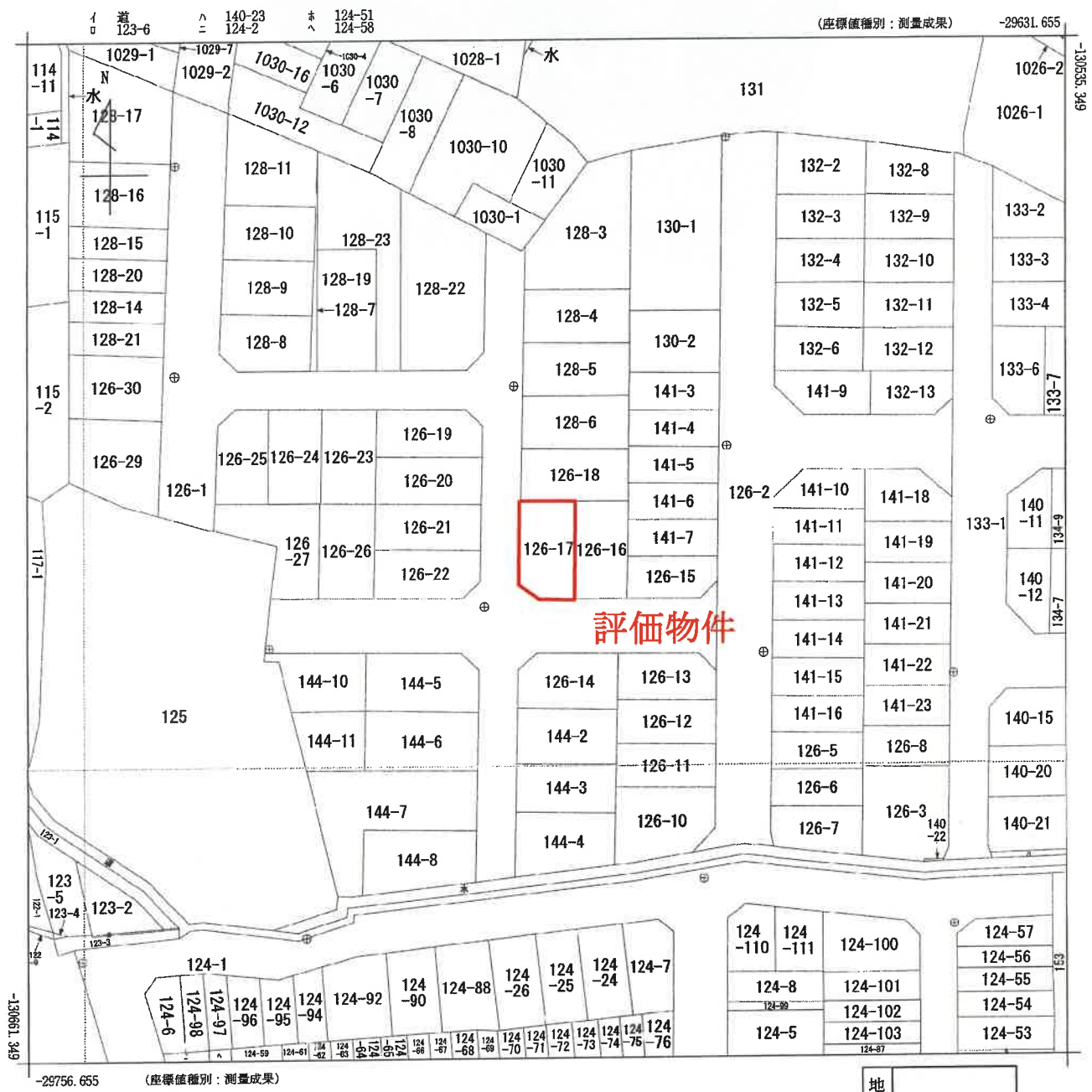
以 上

物 件 目 録

- |   |       |                                  |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在   | 枚方市甲斐田新町                         |
|   | 地 番   | 126番17                           |
|   | 地 目   | 宅地                               |
|   | 地 積   | 78.11平方メートル                      |
| 2 | 所 在   | 枚方市甲斐田新町126番地17                  |
|   | 家屋 番号 | 126番17の2                         |
|   | 種 類   | 居宅                               |
|   | 構 造   | 木造合金メッキ鋼板ぶき2階建                   |
|   | 床 面 積 | 1階 40.63平方メートル<br>2階 50.76平方メートル |







請求部分	所在 枚方市甲斐田新町				地番	126番17			
出力縮尺	1/500	精度区分	甲一	座標系番号又は記号	VI	分類	地図(法第14条第1項)	種類	法務局作成地図
作成年月日	平成26年2月			備付年月日(原図)	平成26年4月21日		補事項		

これは地図に記載されている内容を証明した書面である。

令和7年11月12日  
 大阪法務局枚方出張所  
 地図整理番号：M25418  
 (1/1) 登記官



公図 (写)

A4版に縮小

登記年月日：平成26年4月21日

地積測量図

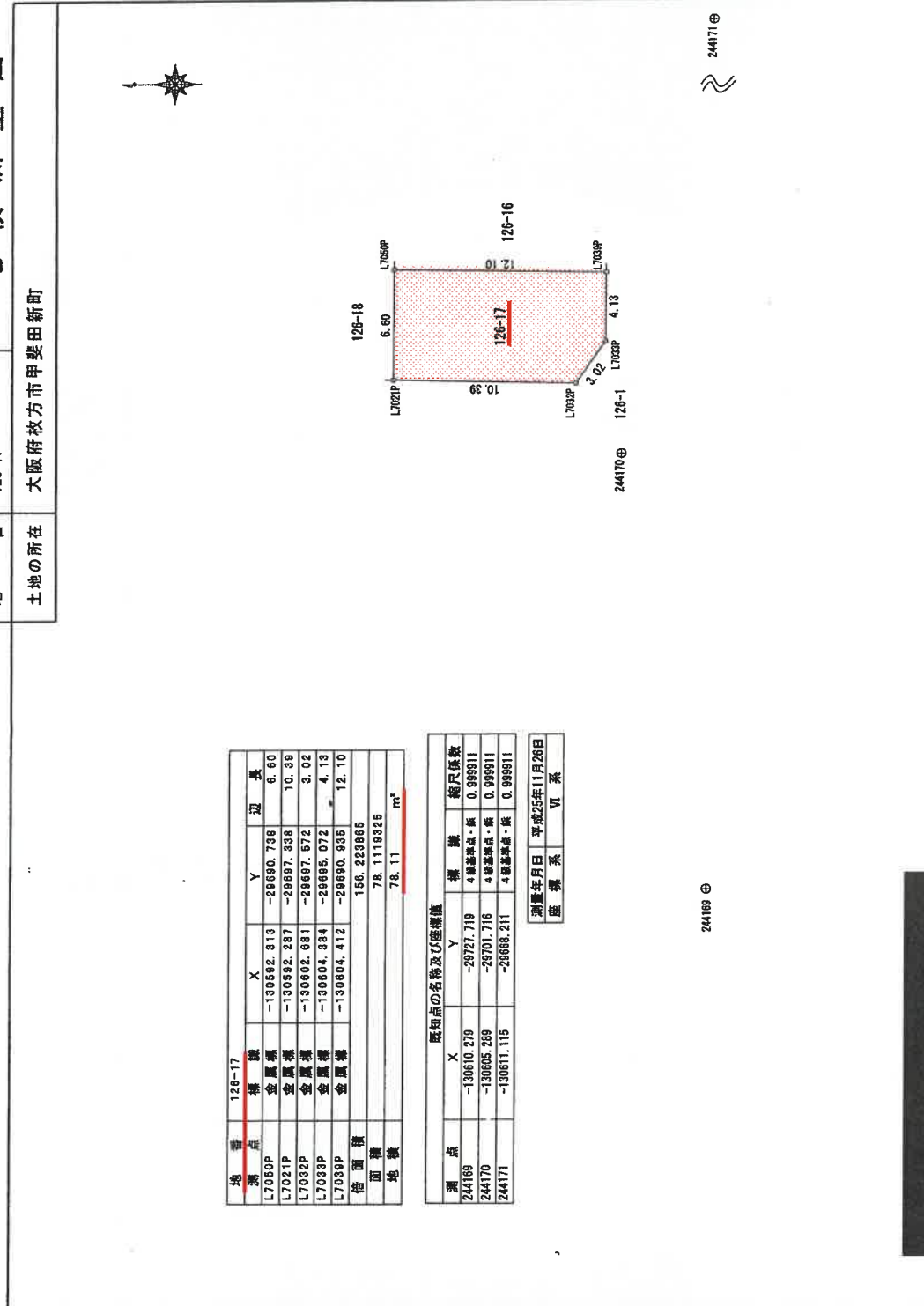
地番	126-17
土地の所在	大阪府枚方市甲斐田新町

地番	126-17			
測点	標高	X	Y	辺長
L7050P	変属標	-130592.313	-28690.738	6.60
L7021P	変属標	-130592.287	-28697.338	10.39
L7032P	変属標	-130602.681	-28697.572	3.02
L7033P	変属標	-130604.384	-28685.072	4.13
L7039P	変属標	-130604.412	-28690.936	12.10
借面積	156.223885			
面積	78.1119325			
地積	78.11 <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">m<sup>2</sup></span>			

既知点の名称及び座標値				
測点	X	Y	標高	縮尺係数
244169	-130610.279	-28727.719	4級基準点・仮	0.999911
244170	-130605.289	-28701.716	4級基準点・仮	0.999911
244171	-130611.115	-28668.211	4級基準点・仮	0.999911

測量年月日 平成25年11月26日  
 座標系 VI系

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。  
 令和7年11月12日 大阪府枚方市出雲所 登記官



作成者	
計画機関	
縮尺	1 / 250

登記年月日：令和6年8月25日

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。  
令和7年11月12日 大阪法務局枚方出張所 登記官

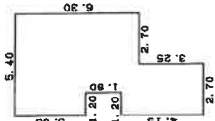
# 建物図面

# 各階平面図

家屋番号 126番17の2

建物の所在 枚方市甲斐田新町126番地17

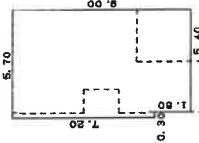
1階



### 求積表

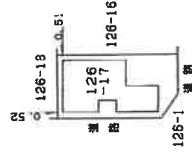
3.60 X 5.40m	19.4400
1.80 X 1.50m	2.7000
2.70 X 2.70m	7.2900
4.15 X 2.70m	11.2050
合計	40.6350
床面積	40.635㎡

2階



### 求積表

5.70 X 7.20m	41.0400
5.40 X 1.80m	9.7200
合計	50.7600
床面積	50.76㎡

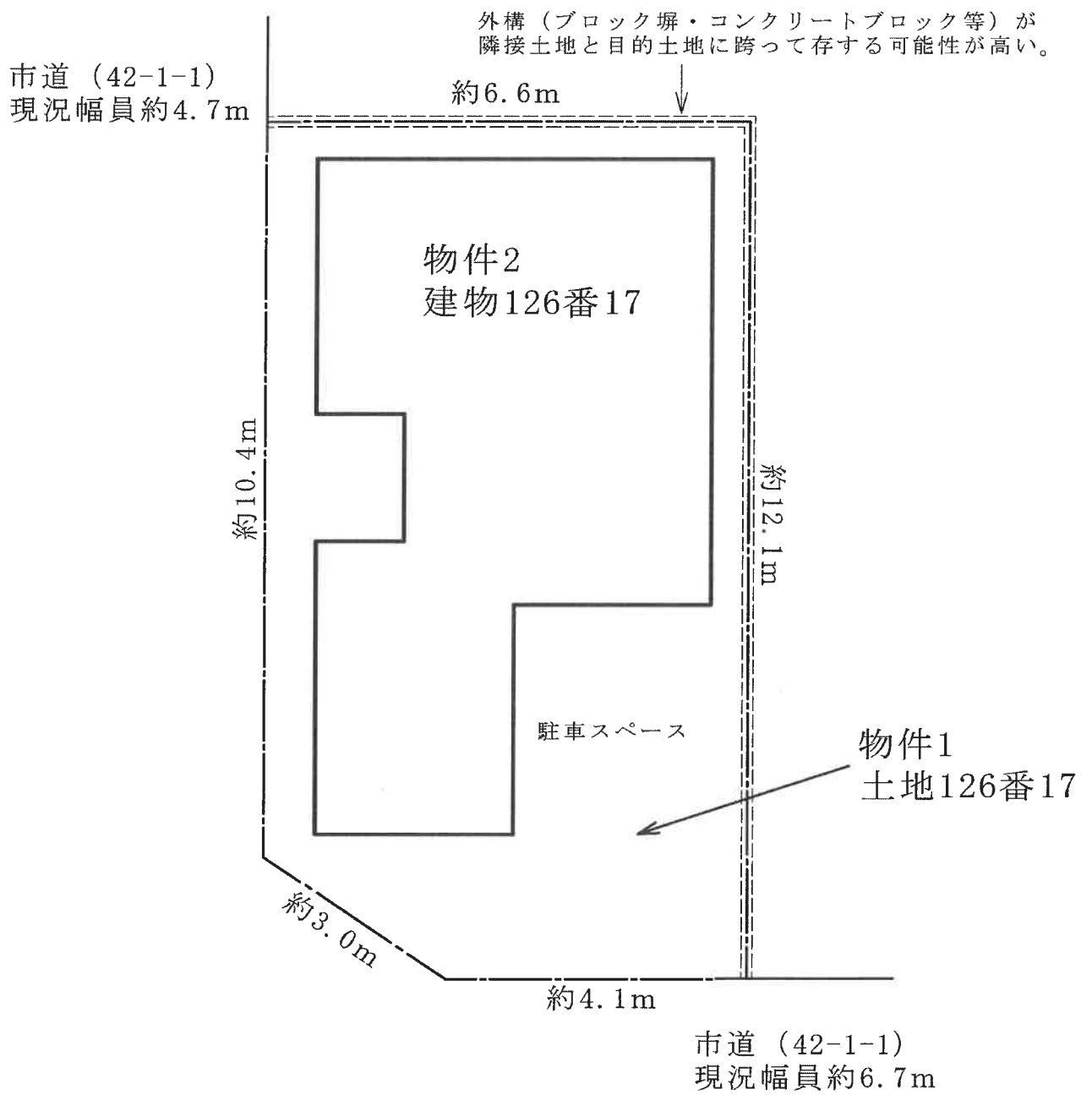


作成者

縮尺 1/250

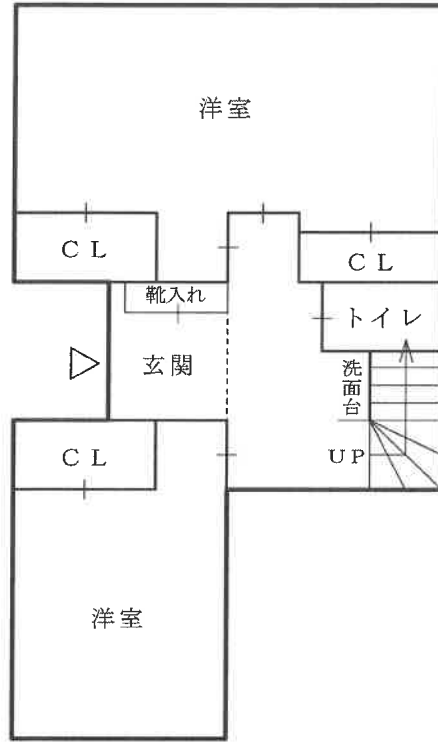
申請人

縮尺 1/500

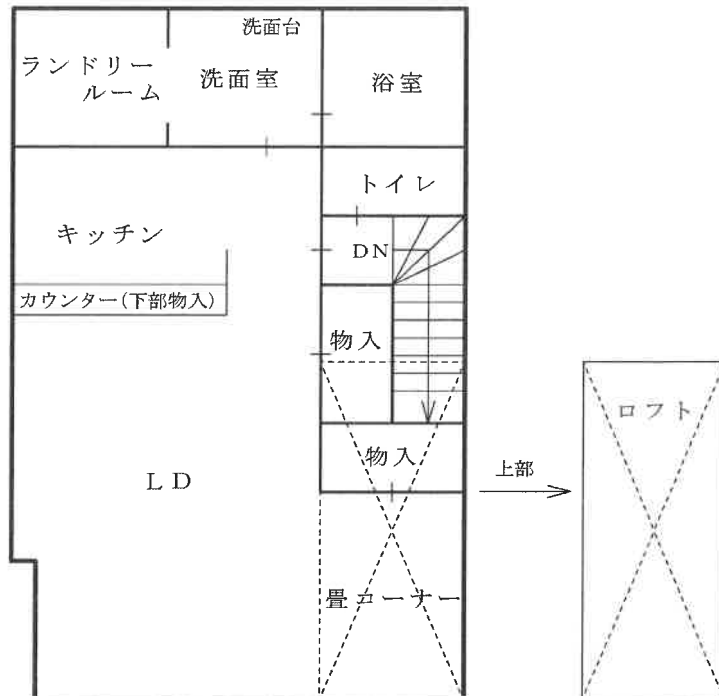


土地建物位置関係図

1 階



2 階



間取図 (概略)